

○法務省令第二十七号

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第四条第五項及び第九条第四項（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、並びに関係法令の規定に基づき、法務局における遺言書の保管等に関する省令及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月十二日

法務大臣 齋藤 健

法務局における遺言書の保管等に関する省令及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

（法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部改正）

第一条 法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和二年法務省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（遺言書の保管の申請書の添付書類）</p> <p>第十二条 「略」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>（遺言書等の返還の手続）</p> <p>第二十七条 「略」</p>	<p>（遺言書の保管の申請書の添付書類）</p> <p>第十二条 「同上」</p> <p>2 法第四条第五項に規定する同条第四項第二号に掲げる事項を証明する書類及び前項第一号に掲げる書類で官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。</p> <p>（遺言書等の返還の手続）</p> <p>第二十七条 「同上」</p>

2 遺言書保管官は、第十二条第二号の翻訳文を保存している場合において、法第八条第四項の規定により遺言書を遺言者に返還するときは、当該翻訳文についても当該遺言者に返還するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求の方式)

第三十三条 「略」

2 前項の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 請求人の資格、氏名又は名称、出生の年月日
又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八

2 遺言書保管官は、第十二条第一項第二号の翻訳文を保存している場合において、法第八条第四項の規定により遺言書を遺言者に返還するときは、当該翻訳文についても当該遺言者に返還するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求の方式)

第三十三条 「同上」

2 前項の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 請求人の資格、氏名又は名称、出生の年月日
又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八

年法律第二百二十五号) 第七条 (他の法令において準用する場合を含む。) に規定する会社法人等番号をいう。) 及び住所並びに請求人が法人であるとき又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものであるときはその代表者又は管理人の氏名

〔二〇九 略〕

3 次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事項の記載を要しない。

一 〔略〕

二 法第九条第一項の請求に係る遺言書について、既に遺言書情報証明書が交付され又は関係相続人等による閲覧がされている場合 前号に

年法律第二百二十五号) 第七条 (他の法令において準用する場合を含む。) に規定する会社法人等番号をいう。) 及び住所並びに請求人が法人であるときはその代表者の氏名

〔二〇九 同上〕

3 次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事項の記載を要しない。

一 〔同上〕

二 請求人が遺言書情報証明書又は第四十八条第二項の書面の写しを添付した場合 前号に掲げる事項及び前項第五号に掲げる事項

掲げる事項及び前項第五号に掲げる事項

三 「略」

(関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求書の添付書類)

第三十四条 法第九条第一項の請求に係る同条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「略」

二 相続人の住所を証明する書類

三 請求人の氏名又は名称及び住所と同一の氏名又は名称及び住所が記載されている市町村長、

三 「同上」

(関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求書の添付書類)

第三十四条 法第九条第一項の請求に係る同条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「同上」

二 相続人の住所を証明する書類(官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。)

三 請求人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職

登記官その他の公務員が職務上作成した証明書
(公務員が職務上作成した書類がない場合に
あつては、これに代わるべき書類をいい、当該
請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を
含む。)

〔四〇七 略〕

八 請求人が法人でない社団又は財団で代表者又
は管理人の定めのあるものであるときは、当該
社団又は財団の定款又は寄附行為及び代表者又
は管理人の資格を証明する書類

2
〔略〕

(遺言書情報証明書の交付の方法)

第三十六条 遺言書保管官は、次に掲げる方法に

務上作成した証明書(当該請求人が原本と相違
がない旨を記載した謄本を含む。)

〔四〇七 同上〕

〔号を加える。〕

2
〔同上〕

(遺言書情報証明書の交付の方法)

第三十六条 遺言書保管官は、次に掲げる方法に

よって遺言書情報証明書を交付しなければなら
ない。

一 第十三条各号に掲げる方法により請求人、そ
の法定代理人又は請求人が法人又は法人でない
社団若しくは財団であるときはその代表者又は
管理人が本人であることを確認して交付する方
法

二 「略」

(関係相続人等による遺言書の閲覧の方法)

第三十九条 遺言書保管官は、第十三条各号に掲げ
る方法により請求人、その法定代理人又は請求人
が法人又は法人でない社団若しくは財団であると
きはその代表者又は管理人が本人であることを確

よって遺言書情報証明書を交付しなければなら
ない。

一 第十三条各号に掲げる方法により請求人、そ
の法定代理人又は請求人が法人であるときはそ
の代表者が本人であることを確認して交付する
方法

二 「同上」

(関係相続人等による遺言書の閲覧の方法)

第三十九条 遺言書保管官は、第十三条各号に掲げ
る方法により請求人、その法定代理人又は請求人
が法人であるときはその代表者が本人であること
を確認して、法第九条第三項の規定による閲覧を

認して、法第九条第三項の規定による閲覧をさせなければならない。

2 「略」

（遺言書保管事実証明書の交付の請求書の添付書類）

第四十四条 法第十条第二項において準用する法第九条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「略」

二 請求人の氏名又は名称及び住所と同一の氏名又は名称及び住所が記載されている市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した証明書（公務員が職務上作成した書類がない場合に

させなければならない。

2 「同上」

（遺言書保管事実証明書の交付の請求書の添付書類）

第四十四条 法第十条第二項において準用する法第九条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「同上」

二 請求人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

<p>あつては、これに代わるべき書類をいい、当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）</p> <p>〔三〇六 略〕</p> <p>七 請求人が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものであるときは、当該社団又は財団の定款又は寄附行為及び代表者又は管理人の資格を証明する書類</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔三〇六 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>2 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>(法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正)</p>	

第二条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二

官署	管轄区域
札幌法務局の本庁及びその支局	北海道の内 札幌市 小樽市 室蘭市 夕張市 岩見沢市 苫小牧市 美唄市 芦別市

石狩郡 石狩市 北広島市 伊達市 恵庭市 登別市 歌志内市 砂川市 滝川市 千歳市 三笠市 赤平市 江別市

磯谷郡
虻田郡
岩内郡
古宇郡
積丹郡
古平郡
余市郡
空知郡の内
南幌町
奈井江町
上砂川町
夕張郡
樺戸郡
有珠郡
白老郡

	函館地方 法務局の本庁及び その支局
勇払郡の内 厚真町 安平町 むかわ町 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡	北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡

旭川地方 法務局の本庁及び その支局	
旭川市	北海道の内 寿都郡 島牧郡 久遠郡 瀬棚郡 奥尻郡 爾志郡 檜山郡 山越郡 二世郡 茅部郡 亀田郡

留萌市

稚内市

紋別市

士別市

名寄市

深川市

富良野市

雨竜郡

上川郡の内

鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛

町 和寒町 剣淵町 下川町

空知郡の内

上富良野町 中富良野町 南富良野町

勇払郡の内

占冠村

中川郡の内

美深町 音威子府村 中川町

増毛郡

留萌郡

苫前郡

天塩郡

宗谷郡

枝幸郡

礼文郡

利尻郡

紋別郡の内

	滝上町 興部町 西興部村 雄武町
釧路地方法務局の本庁及び その支局	北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 根室市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町 河東郡

上川郡の内

新得町 清水町

河西郡

広尾郡

中川郡の内

幕別町 池田町 豊頃町 本別町

足寄郡

十勝郡

釧路郡

厚岸郡

川上郡

阿寒郡

白糠郡

	<p>野付郡 標津郡 目梨郡</p>
<p>仙台法務局の本庁及びその支局</p>	<p>宮城県</p>
<p>青森地方法務局の本庁及びその支局</p>	<p>青森県</p>
<p>盛岡地方法務局の本庁及びその支局</p>	<p>岩手県</p>
<p>秋田地方法務局の本庁及びその支局</p>	<p>秋田県</p>
<p>山形地方法務局の本庁及びその支局</p>	<p>山形県</p>

福島地方法務局の本庁及び その支局	福島県
東京法務局の本庁及びその 支局並びに板橋出張所	東京都
水戸地方法務局の本庁及び その支局	茨城県
宇都宮地方法務局の本庁及 びその支局	栃木県
前橋地方法務局の本庁及び その支局	群馬県
さいたま地方法務局の本庁 及びその支局	埼玉県
千葉地方法務局の本庁及び	千葉県

その支局	神奈川県
横浜地方法務局の本庁及びその支局	
新潟地方法務局の本庁及びその支局	新潟県
甲府地方法務局の本庁及びその支局	山梨県
長野地方法務局の本庁及びその支局	長野県
静岡地方法務局の本庁及びその支局	静岡県
名古屋法務局の本庁及びその支局	愛知県
の支局	

富山地方方法務局の本庁及びその支局	富山県
金沢地方方法務局の本庁及びその支局	石川県
福井地方方法務局の本庁及びその支局	福井県
岐阜地方方法務局の本庁及びその支局	岐阜県
津地方方法務局の本庁及びその支局	三重県
大阪法務局の本庁及びその支局	大阪府
大津地方方法務局の本庁及びその支局	滋賀県

その支局	京都地方法務局の本庁及びその支局	京都府
神戸地方法務局の本庁及びその支局	兵庫県	
奈良地方法務局の本庁及びその支局	奈良県	
和歌山地方法務局の本庁及びその支局	和歌山県	
広島法務局の本庁及びその支局	広島県	
鳥取地方法務局の本庁及びその支局	鳥取県	

松江地方法務局の本庁及び その支局	島根県
岡山地方法務局の本庁及び その支局	岡山県
山口地方法務局の本庁及び その支局	山口県
高松法務局の本庁及びその 支局	香川県
徳島地方法務局の本庁及び その支局	徳島県
松山地方法務局の本庁及び その支局	愛媛県
高知地方法務局の本庁及び	高知県

その支局	福岡法務局の本庁及びその支局	福岡県
その支局	佐賀地方法務局の本庁及びその支局	佐賀県
その支局	長崎地方法務局の本庁及びその支局	長崎県
その支局	熊本地方法務局の本庁及びその支局	熊本県
その支局	大分地方法務局の本庁及びその支局	大分県
その支局	宮崎地方法務局の本庁及びその支局	宮崎県

鹿見島地方務局の本庁及びその支局	鹿見島県
那覇地方法務局の本庁及びその支局	沖縄県

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日から施行する。